



分野別の施策



基本構想を踏まえたまちづくりを進めていくための基本方針・施策・事業を分野別に体系化しています。また、基本方針には、全ての事業とロードマップ事業を位置付けています。

なお、今後実施する全ての事業について、原則的にいずれかの施策に位置付けていますが、本計画への掲載については、それぞれの施策展開において主要となるものに限っています。

また、進行管理に適した計画とするため、事業の再掲載をしていますが、施策・事業の推進にあたっては、それぞれの目的と分野横断を重視して、総合行政で取り組みます。

「人」が輝くまちへ

人権



男女共同
参画



教育・
青少年



生涯学習・
スポーツ



市民文化



人権

現況

人権や平和を脅かす状況は依然としてあり、同和問題をはじめとする人権問題はさらに多様化・複雑化しています。

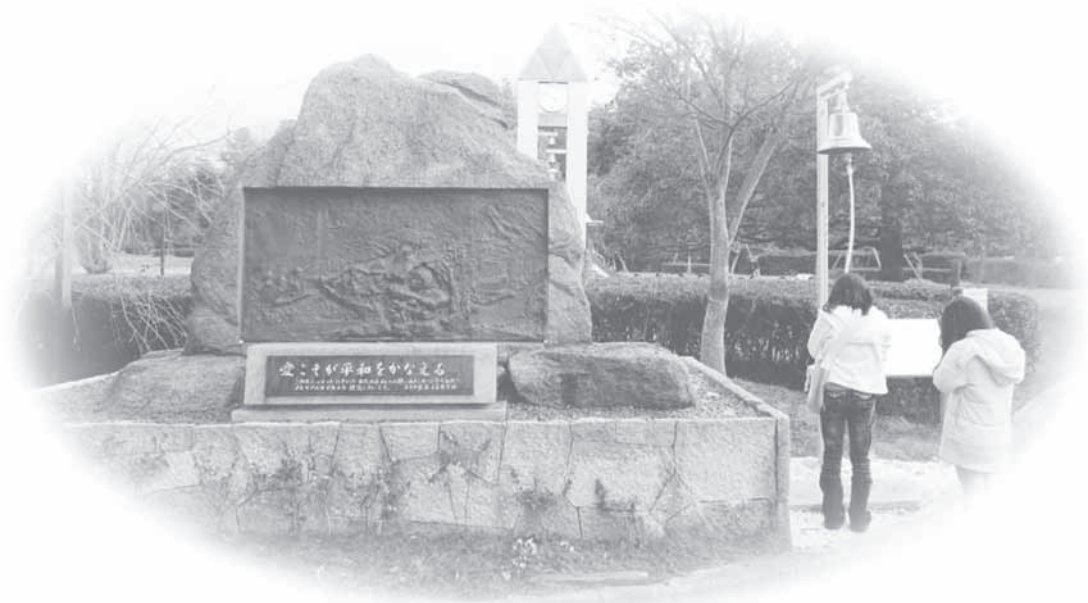
課題

人権尊重と恒久平和を願う“人権文化”を根付かせ、一人ひとりの人権が尊重されるまちとしていく必要があります。

基本方針

人権の尊重

人権文化のさらなる醸成のため、人権教育・啓発を推進するとともに、人権擁護に関する施策および相談体制の充実を図ります。



■この分野の計画

- ・人権擁護に関する基本方針（平成9年度策定・平成22年度改訂/人権政策課）
- ・草津市人権教育基本方針（平成25年度策定/人権センター）
- ・草津市教育振興基本計画（第2期）（平成27年度～平成31年度/教育総務課）

施策

概要

①人権文化の醸成

全ての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、多様な人権教育の機会づくり等を進めます。

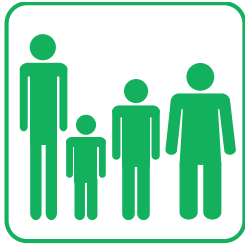
②人権の擁護

市民に対し人権尊重思想の普及、高揚を図るための対策を講じるとともに、人権相談など人権擁護活動の充実を図ります。



私たちの達成目標と行動の指針

人権の尊重



人権と人の多様性を
尊重する人が増える！

達成目標

指標	人権が尊重されるまちである と思う市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0

行政

(施策展開において)

- 偏見や固定観念を取り除き、差別解消など人権・同和問題の早期解決を図ります。
- 全ての市民が利用しやすいよう、人権関連の施設や人権相談等のPR等を行います。
- 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくります。

(協働の視点)

- 市民による学習会を支援します。
- 相談ができるような場と人的ネットワークをつくります。

市民・地域

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権・同和教育を推進します。
- 身近な地域で相談ができるような場と人的ネットワークをつくります。

事業者等

(企業・大学・学校等)

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権・同和教育を推進します。
- 組織内に、気軽に相談ができるような場をつくるとともに、必要時に各専門機関へ確実につないでいきます。

行動の指針



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
人権の尊重	①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
		人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
		市民のつどい開催事業	人権センター
		人権センター自主事業	人権センター
		女性集会開催事業	人権センター
		青年集会開催事業	人権センター
		地域交流促進事業	橋岡会館 新田会館
		人権・同和教育研究大会開催事業	学校教育課
		企業内人権啓発推進事業	商工観光労政課
		人権擁護推進事業	人権政策課
	②人権の擁護	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
		人権センター運営事業	人権センター

人権

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
人権の尊重	77	人権を大切にする市政運営

男女共同参画

基本方針

現況

固定的な性別役割分担意識が依然として解消されず、男女の不平等感が暮らしの様々な場面で残っています。

課題

男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮されるよう、男女共同参画の社会づくりをさらに進めていく必要があります。

男女共同参画社会の構築

市民への男女共同参画についての知識普及と意識啓発を図り、男女がともに喜びと責任を分かち合える社会の構築を進めます。

■この分野の計画

- ・第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）（平成28年度～平成32年度/男女共同参画室）
- ・配偶者暴力防止法に基づく草津市基本計画（平成28年度～平成32年度/男女共同参画室）
- ・女性活躍推進法に基づく草津市推進計画（平成28年度～平成32年度/男女共同参画室）

施策

概要

①男女共同参画社会の推進

男女共同参画の意識啓発やワーク・ライフ・バランス※の推進、DV※対策の強化等を行い、男女共同参画社会づくりを推進します。

②女性の活躍推進

女性の活躍の場を広げるためのポジティブ・アクション※として、女性の能力開発や起業支援等を図るとともに、政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。



- ※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
- ※DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦、恋人等の親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動のこと。
- ※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：様々な分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

私たちの達成目標と行動の指針

男女共同参画社会 の構築



男女がともに喜びと
責任を分かち合える！

達成目標

男女共同参画が進んでいると 思う市民の割合 (%)

指標	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	17.9	20.0	22.0	24.0	26.0

行政

(施策展開において)

- 男女共同参画の意識啓発のため、学習機会の提供や広報活動を充実させます。
- 女性の就労、起業支援や女性の総合相談を行うことで女性の活躍を推進します。

(協働の視点)

- 市民との協働で学習会等を行うとともに、事業者や団体等のネットワークづくりに努めます。

市民・地域

- 男女共同参画について学び、気軽に話ができる機会をつくり、参画します。

事業者等

- 育児・介護休業を取りやすい風土と仕組みをつくります。
- 誰もがワーク・ライフ・バランスについての自己選択・決定ができるよう、柔軟な就業条件づくりを進めます。
- 女性の継続就業・登用に取り組みます。

行動の指針



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
男女共同参画社会の構築	①男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画室
	②女性の活躍推進	女性活躍推進事業	男女共同参画室

男女共同参画

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
男女共同参画社会の構築	6	第2子の壁解消への支援強化
	12	仕事と生活の調和の実現をめざした取り組み
	58	女性のチャレンジ応援
	59	男性の家庭生活での主体的参画
	60	DV対策、ハラスメントの防止
	61	生涯を通じた女性の健康支援
	76	男女共同参画社会の形成推進
	88	草津市行動計画の策定
	89	在宅勤務・テレワークの導入※



※テレワーク：勤労形態の一種で、情報通信技術等を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

教育・青少年

基本方針

現況

グローバル化や情報化の進展等により予想を超えたスピードで社会が変化し、多様化が進んでいます。

課題

子どもたちが多様化する社会や国際化にも対応できるコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時代をたくましく生きる力を身につけることが求められています。

子どもの生きる力を育む教育の推進

“豊かな心と健やかな体”“生活習慣と社会性”“確かな学力”の育成を図るため、各種事業を効果的に展開します。

現況

学校を取り巻く課題が多様化しており、学校現場や教職員の仕事が増加し、複雑化・困難化しています。

課題

個々の教員の指導力の向上はもちろんのこと、組織としての学校の教育力の向上が求められています。

学校の教育力の向上

学校の教育力の向上を図るため、“チーム学校※”の構築をはじめ、教職員の資質向上や学校経営の充実、学校施設の計画的な整備など各種事業を効果的に展開します。

※チーム学校：校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かし、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる学校のこと。

■この分野の計画

- ・草津市教育振興基本計画（第2期）（平成27年度～平成31年度/教育総務課）
- ・草津市子ども読書活動推進計画（第2次）（平成26年度策定/生涯学習課）
- ・草津市スポーツ推進計画（平成28年度～平成32年度/スポーツ保健課）
- ・草津市中学校給食実施基本計画（平成28年度策定/スポーツ保健課）
- ・草津市いじめ防止基本方針（平成26年度策定/学校教育課）
- ・草津市英語教育推進計画（平成28年度～平成31年度/学校教育課）
- ・草津市教育情報化推進計画（平成28年度～平成32年度/学校政策推進課）



施 策

概 要

①教育内容の充実

ICT教育や英語教育の充実をはじめとした質の高い授業づくりや、心に響く人権教育・道徳教育を進めるとともに、いじめを根絶する取組を推進します。

②子どもの健やかな体づくりと安全・安心の確保

子どもの体力向上と中学校給食の実施に向けた取組を進めます。また、安全・安心な学校生活を送れるよう、地域とともに通学時の見守り等に取り組めます。

③青少年健全育成の推進

青少年の健全育成を図るため、地域・学校・関係機関が連携し、啓発活動や青少年への教育活動を進めます。また、相談業務や支援プログラムを実施し、非行からの立ち直りを支援します。

①教職員の資質向上

教育委員会による指導・支援やスキルアップアドバイザーの派遣※、教育研究所の講座、研究奨励等のほか、各学校における校内研修等を充実し、教職員の資質の向上を図ります。

②学校経営の充実

教室アシスタントの配置※等の学校支援体制の充実や今日的課題に対応できる教員の指導体制の強化等により、“チーム学校”を構築するとともに、コミュニティ・スクール※を推進し、学校経営の充実を図ります。

③学校施設・設備の充実

老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材※の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の増築等を進めます。

※スキルアップアドバイザーの派遣：本市では、教員の授業技術等の向上を目指して各学校に指導員を派遣している。指導員には校長OB等が当たる。

※教室アシスタントの配置：本市では、特別な支援を要する児童・生徒や小学校1年生児童等の学校生活をサポートするための支援員を各小中学校に配置している。

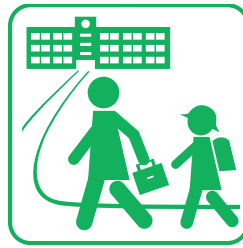
※コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働して子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていく仕組みのこと。

※非構造部材：柱・梁・壁・床等といった建物の主たる構造以外のこと。ここでは、地震時の安全確保の観点で、内装や外装、窓や家具等も含めた幅広いもののこと。

私たちの達成目標と行動の指針

子どもの生きる力を
育む教育の推進

学校の教育力の向上



自分の居場所を実感し、将来を
展望した学校生活を送れる！

学校での教育が子どもを
生き生きさせている！

達成目標

「学校が楽しい」と感じている
児童生徒の割合 (%)

H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
90.9	92.0	92.0	93.0	93.0

「授業がわかる」と感じている
児童生徒の割合 (%)

H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
87.7	90.0	90.0	90.0	90.0

指標

行政

(施策展開において)

○子どもの学ぶ意欲を高め、質の高い授業の構築を推進します。

(施策展開において)

○教員が子ども一人ひとりと向き合う環境づくりを推進します。

市民・地域

○食事、睡眠、家庭学習等の基本的な生活習慣の確立に努めます。
○子どもと大人がともに育つ地域づくりに取り組みます。

○学校公開や学校行事に積極的に参加し、学校の諸活動に協力します。

行動の指針

事業者等

(大学・企業等)

○学校と連携を図り、子ども一人ひとりの夢の実現に向けた支援をします。
○家庭・学校・地域や関係機関等の連携をいっそう強めて青少年の健全育成を図ります。

(大学・企業等)

○学校と連携を図り、特別授業等において自らの専門性を教育の場に生かします。

※やまびこ教育相談室：不登校および不登校傾向における幼児児童生徒やその保護者の悩みや不安に対して教育相談を行い、適応指導教室に通級する児童生徒が協調性や集団の中で過ごせる力をつけるように支援するとともに、学校復帰につながるよう支援し、または不登校等の問題の解決に向けて指導または助言を行う施設のこと。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
子どもの生きる力を育む教育の推進	①教育内容の充実	小学校少人数学級編制事業	学校教育課	
		生徒指導推進事業	学校教育課	
		学力向上重点事業	学校教育課 学校政策推進課	
		子ども読書活動推進事業	学校政策推進課 図書館	
		学校ICT推進事業	学校政策推進課	
		小学校体育推進事業	スポーツ保健課	
	②子どもの健やかな体づくりと安全・安心の確保	中学校体育推進事業	スポーツ保健課	
		中学校給食センター整備事業	スポーツ保健課	
		通学路対策事業	スポーツ保健課	
		少年センター管理運営事業	生涯学習課	
		青少年育成活動事業	生涯学習課	
		③青少年健全育成の推進	スキルアップアドバイザー配置事業	学校教育課
教職員研修事業	学校教育課			
講座開設事業（教育研究所）	学校教育課			
学校問題サポートチーム運営事業	学校教育課			
中学校生徒指導主事活動推進事業	学校教育課			
学校教育支援教員配置事業	学校教育課			
学校の教育力の向上	①教職員の資質向上	特別支援教育運営事業	学校教育課	
		教室アシスタント配置事業	学校教育課	
		やまびこ教育相談室運営事業※	学校教育課	
	②学校経営の充実	コミュニティ・スクールくさつ推進事業	学校政策推進課	
		小学校大規模改造事業	教育総務課	
		中学校大規模改造事業	教育総務課	
		③学校施設・設備の充実		

教育・青少年

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
子どもの生きる力を育む教育の推進	14	子どもの生きる力を育む教育
	17	中学校給食の実施
	19	児童の安全見守り体制の強化
学校の教育力の向上	14	子どもの生きる力を育む教育
	15	学校の教育力の向上
	16	「チーム学校」の実現

生涯学習・ スポーツ

基本方針

現況

学びやスポーツを通しての“生きがいの発見”の機会づくりは、市民が生涯にわたって豊かで健康的な生活を送るうえでますます欠かせないものとなっています。

課題

多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、講座等の充実を図るとともに、スポーツに関わる関係団体との連携・協力を強化しながら、市民の豊かで健康的な生活を支援する取組を進める必要があります。

生涯学習・スポーツの充実

市民が健康で心豊かに、生きがいをもって生活を送れるよう、生涯学習の情報提供と学習機会の充実を図るとともに、スポーツ推進計画に基づく、スポーツ文化の醸成されたまちづくりを推進します。

現況

平成10年度に開始した地域協働合校が定着しており、各小学校に地域とのパイプ役である地域コーディネーターを配置し、さらにその活動の充実を図っています。

課題

子どもの「豊かな学び」を伸ばし、ひいては地域を支えるひとづくりとしていくため、より多くの地域の人たちが関わる活動を進めていくことが求められています。

地域協働合校の推進

学校の諸活動に地域の大人が参加することにより、学習内容を豊かにし、学びの効果を高めるとともに、大人自身の生き方に大きな充実感を与える地域学習社会を構築するため、地域による学校支援と地域で子どもが育つまちづくりを進めます。

■この分野の計画

- ・草津市教育振興基本計画（第2期）（平成27年度～平成31年度/教育総務課）
- ・草津市子ども読書活動推進計画（第2次）（平成26年度策定/生涯学習課）
- ・草津市スポーツ推進計画（平成28年度～平成32年度/スポーツ保健課）



施策

概要

①生涯学習機会の充実

市民の多様なニーズに対応するため、大学等と連携した幅広い学習機会の提供や、学習ボランティアの育成・活用とネットワーク化を進めるとともに、多種多様な図書資料の充実に努め、図書館の利用を促す情報発信を積極的に行います。

②スポーツ活動の推進

体育協会・体育振興会・総合型地域スポーツクラブ※・スポーツ推進委員・大学等との連携・協力を強化し、各種事業を効率的・効果的に取り組み、生涯スポーツや競技スポーツ等の市民のスポーツ活動を推進します。

③スポーツ環境の充実

社会体育施設に必要な修繕や改修等を行うとともに、指導者やボランティアの育成等を図ることで、誰もが快適にスポーツができる環境を整えます。また、国内トップレベルのスポーツ等の観戦機会の充実を図り、スポーツに対する関心を高めます。

①地域協働合校の取組の推進

新たな活動内容の広がりや地域の人たちの活動の場を増やすため、地域コーディネーター※を配置し、事業のさらなる活性化を図ります。

生涯学習
スポーツ



※総合型地域スポーツクラブ：地域住民により自主的・自立的に運営され、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブのこと。

※地域コーディネーター：学校と地域の連絡調整、地域の協力者の開拓等を推進するとともに、地域と学校の実情に応じた定期的・継続的な活動プログラムのコーディネートをする役割の人のこと。

私たちの達成目標と行動の指針

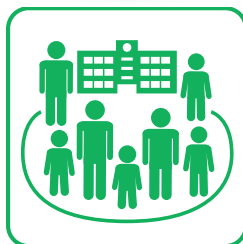
達成目標

生涯学習・ スポーツの充実



心身ともに豊かで健康的な
毎日が送れる！

地域協働合校の推進



子どもと大人の協働でともに
学びあえる！

指標	学びやスポーツを通して生きがいを感じている人の割合(%)					地域協働合校事業に関わる大人の数(人)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	37.6	38.0	39.0	40.0	41.0	44,000	46,200	48,500	50,900	50,900

行動の指針	行政	市民・地域	事業者等	
	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習の場やスポーツ行事の実施等、市民が教養を高め、スポーツを楽しむ機会を提供します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習やスポーツ活動関係団体を支援するために、ボランティアとともに学習やスポーツの機会の提供・情報提供を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コーディネーターの配置により事業の活性化を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○より多くの地域の人たちが子どもと関わる機会を創出するために、学校と地域の連携を深める体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学びを通じて様々な知恵や知識・教養を身につけ、心豊かな生活を実現します。 ○自分にあったスポーツを見つけ、継続して行うことで健康増進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題についてともに学びを深め、ひとづくり・まちづくりを進めます。 ○生涯学習に関する地域の資源を有効に活用します。
	<p>(企業、大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市が主催する講座やスポーツイベント、委託事業等において協賛や支援をします。 ○より専門性の高い知識や技術を地域の学習活動やスポーツ活動に還元します。 	<p>(企業、大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校での地域協働合校の取組に参加・参画します。 		



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
生涯学習・スポーツの充実	①生涯学習機会の充実	社会教育推進事業	生涯学習課
		学習ボランティア推進事業	生涯学習課
	図書館運営事業・南草津図書館運営事業	図書館 ・南草津図書館	
生涯学習・スポーツの充実	②スポーツ活動の推進	市民体育大会開催費補助事業	スポーツ保健課
		県民体育大会等出場支援補助事業	スポーツ保健課
		学校体育施設開放推進事業	スポーツ保健課
生涯学習・スポーツの充実	③スポーツ環境の充実	社会体育施設管理運営事業	スポーツ保健課
		地域協働合校の推進	生涯学習課
		地域協働合校の取組の推進	生涯学習課

生涯学習・
スポーツ

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
生涯学習・スポーツの充実	44	文化・芸術・スポーツに触れる機会の推進
	45	スポーツゾーンの整備
地域協働合校の推進	18	地域協働合校の取り組み推進

市民文化

基本方針

現況

市民の文化活動を支援するとともに、市民参加を基本とした文化事業に取り組んでいます。また、地域に根ざした歴史資産が市民文化の新たな発展への機会となるよう情報発信等に取り組んでいます。

課題

文化を通じた交流や出会いがまちづくりに生かせるよう、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。また、歴史資産を市民の貴重な財産として、次世代へ継承していく必要があります。

文化・芸術の振興

市民の間に“ふるさと草津の心”が醸成されるよう、誰もが文化に触れることができる機会を充実するとともに、都市の魅力としての文化の創造と発展に取り組めます。

■この分野の計画

- ・草津市シティセールス戦略基本プラン（平成25年度～平成32年度/企画調整課）
- ・草津市教育振興基本計画（第2期）（平成27年度～平成31年度/教育総務課）
- ・史跡草津宿本陣保存管理計画（昭和59年度策定/文化財保護課）
- ・史跡野路小野山製鉄遺跡整備基本計画（平成12年度策定/文化財保護課）

施策

概要

① “ふるさと草津の心”の醸成

本市の魅力資源を、市民の生活やまちづくりのテーマに生かして、市民のまちづくりへの参画と市民としての自負へと結びつけます。

②文化・芸術活動の推進

文化振興に関する条例を制定し、市民の文化活動を奨励するとともに、文化施設の充実を図ることにより、多様な発表・展示・鑑賞の場の機会づくりを進めることで、一層の文化・芸術活動の振興を図ります。

③文化財の保護と活用の推進

発掘調査をはじめとした各種の文化財調査を推進するとともに、市内に残る歴史資産の実態を解明し、その成果を公表します。また、国指定史跡等の地域と一体となった保存整備、文化財指定の推進、伝承者への支援など積極的な保存対策を講じます。

④歴史資産を生かしたまちづくり

市内に残る各種文化財等の積極的な活用を推進するため、総合的な文化財の保存活用計画を策定するとともに、各種展示会、行事等を通じた様々な情報発信を行います。



私たちの達成目標と行動の指針

文化・芸術の振興



みんなが文化を通じた
まちづくりに参加している！

達成目標

指標	文化・芸術の振興が図れていると思う市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	20.4	21.0	22.0	23.0	24.0

行政

(施策展開において)

- 本市の文化・芸術の振興に関する理念や方向性を定める条例を制定するとともに、施策を体系的・計画的に実施します。
- 文化財の保存修理や保存整備を計画的に進めます。

(協働の視点)

- 市民の日々の創作活動の奨励と発表・展示・鑑賞の機会と場の提供を図ります。
- 様々な人が自らの興味や関心に応じて、文化財等に親しむことができる機会をつくります。

市民・地域

- 文化・芸術の担い手として様々な創作活動を行います。
- 多様な文化・芸術を尊重し、分野や世代を越えた交流を深めます。
- 様々な歴史遺産を市民の貴重な財産として大切に保存します。
- 文化財を地域学習の教材として活用します。
- 文化財の調査・保存・継承に積極的に協力します。

事業者等

- 市民の文化・芸術活動の支援に努めます。
- 自ら主体となって、文化・芸術活動に取り組みます。
- 開発事業者は、埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、文化財の保護に協力します。
- 大学等は、専門の立場から文化財の魅力を紹介します。

行動の指針

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
文化・芸術の振興	①“ふるさと草津の心”の醸成	シティセールス推進事業	企画調整課	
		市美術展覧会開催事業	生涯学習課	
	②文化・芸術活動の推進	市民文化芸術活動支援事業	生涯学習課	
		俳句のまちづくり事業	生涯学習課	
		文化ホール管理運営事業	生涯学習課	
		埋蔵文化財発掘調査事業	文化財保護課	
	③文化財の保護と活用の推進	宅地開発等関連遺跡発掘調査事業	文化財保護課	
		史跡草津宿本陣整備事業	文化財保護課	
		史跡芦浦観音寺跡整備事業	文化財保護課	
		文化財保護助成事業	文化財保護課	
		④歴史資産を生かしたまちづくり	草津宿街道交流館運営事業	草津宿街道交流館
			史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館

市民文化

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
文化・芸術の振興	32	ふるさと「くさつ」のシティセールス
	44	文化・芸術・スポーツに触れる機会の推進
	46	芦浦観音寺の保護・PR
	47	草津宿本陣の拡大整備



